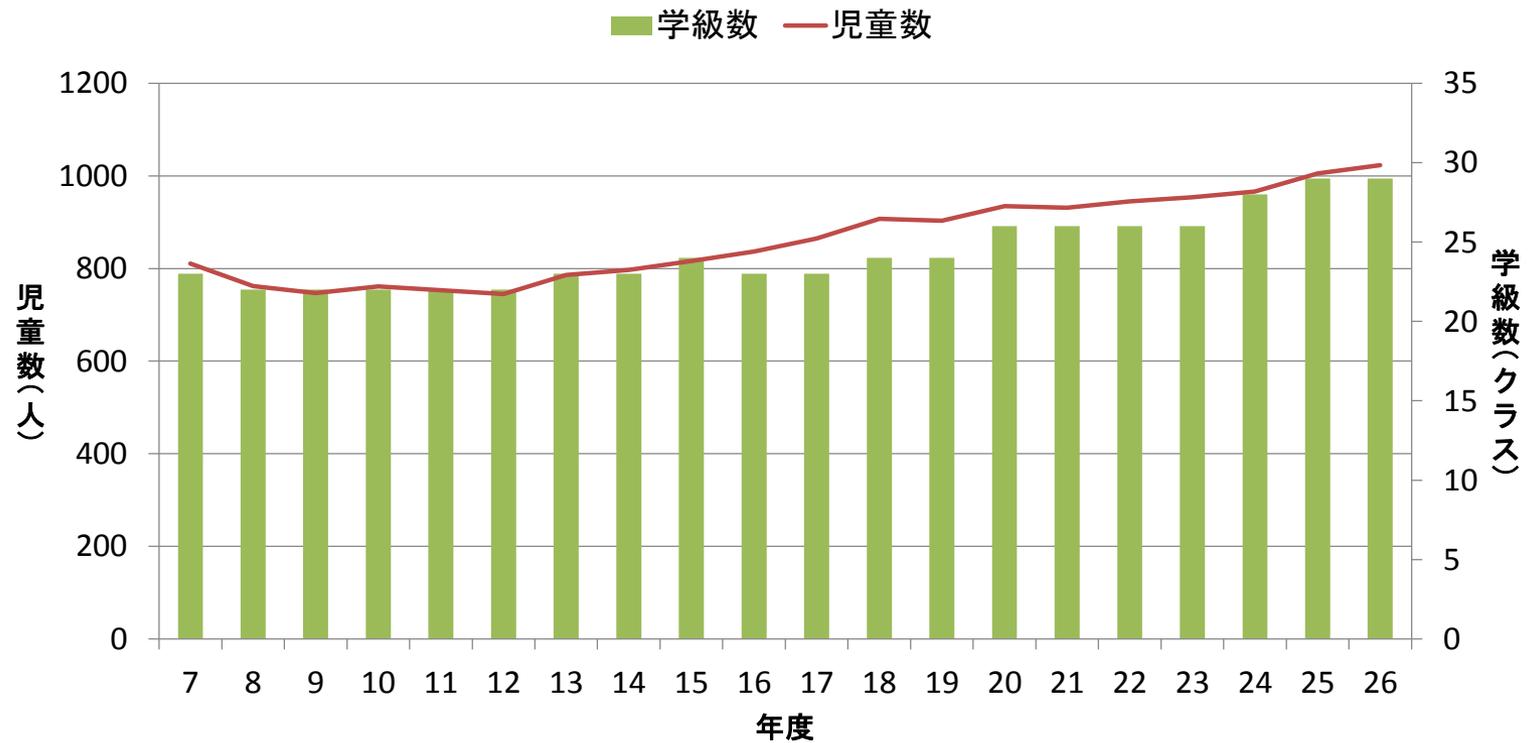


池雪小学校等の通学区域変更案について

大田区教育委員会

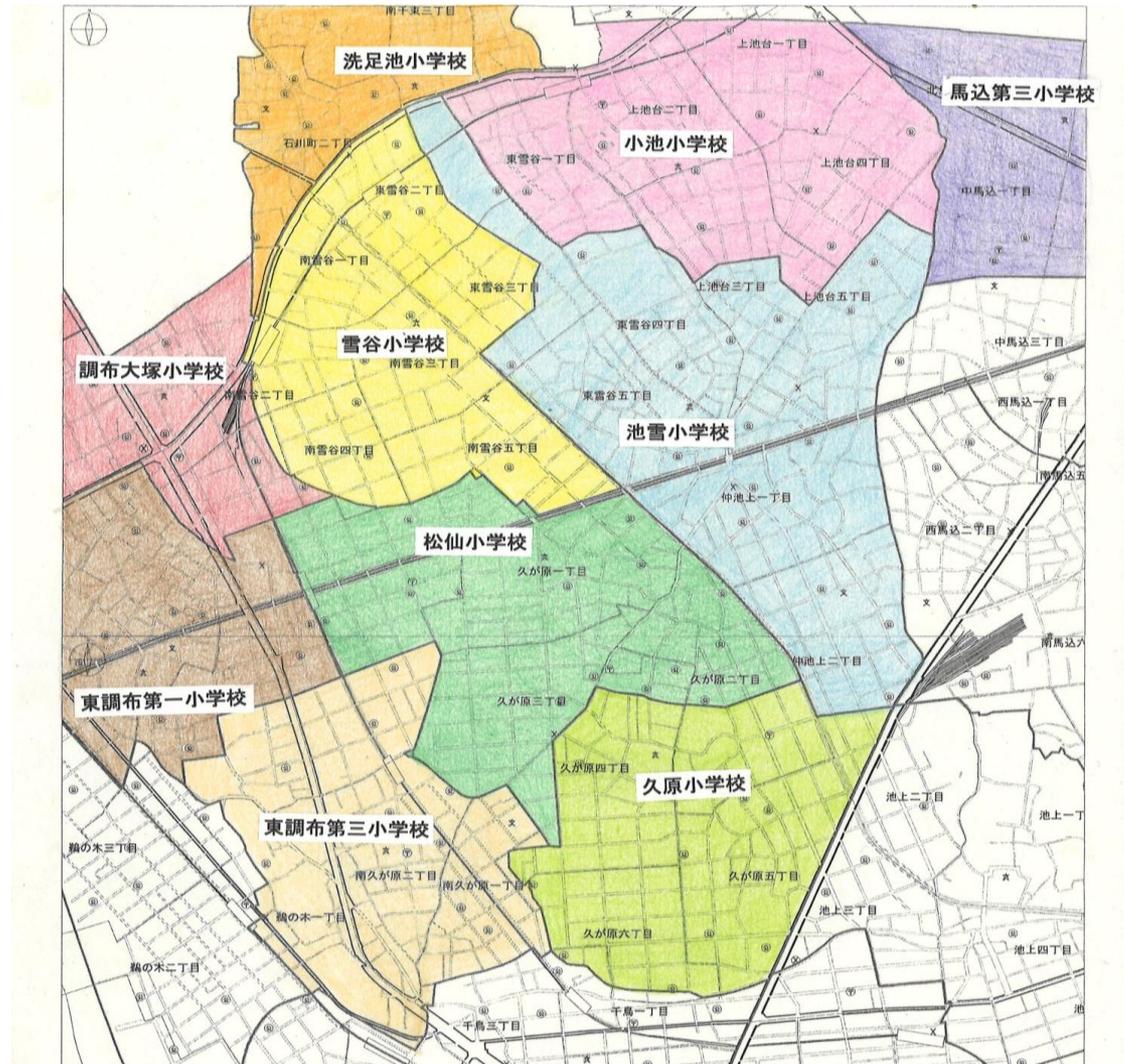
池雪小学校の在籍児童数・学級数の推移



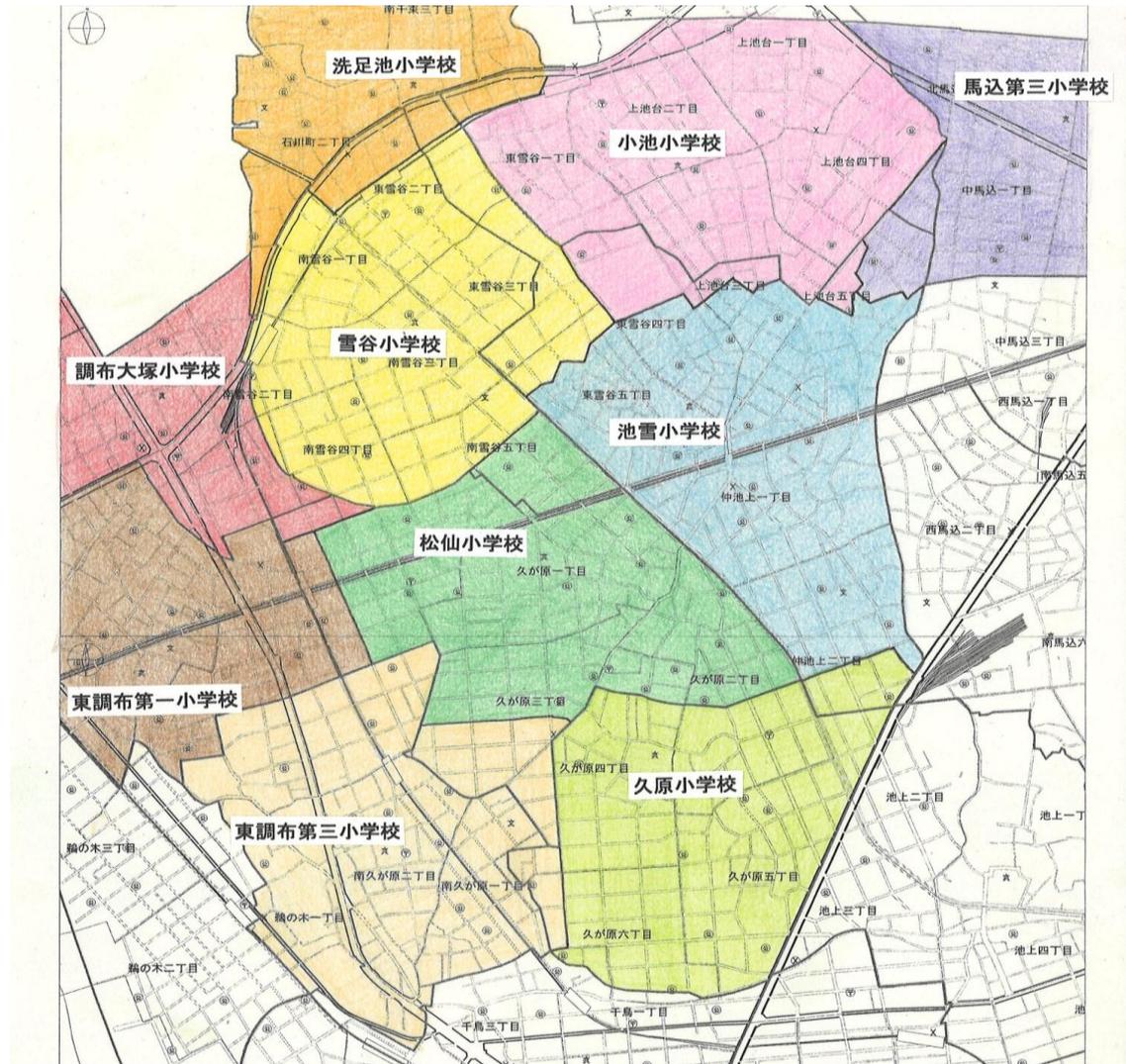
現状での在籍児童数・学級数予測

年度	児童数	内 訳						学級数	内 訳					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年		1年	2年	3年	4年	5年	6年
27	1050	207	190	198	147	152	156	29	6	6	5	4	4	4
28	1120	226	207	190	198	147	152	31	7	6	5	5	4	4
29	1173	205	226	207	190	198	147	33	6	7	6	5	5	4
30	1232	206	205	226	207	190	198	34	6	6	6	6	5	5
31	1251	217	206	205	226	207	190	36	7	6	6	6	6	5
32	1296	235	217	206	205	226	207	38	7	7	6	6	6	6

現在の 通学区域



変更後の 通学区域



変更案の作成の考え方

住民登録からブロックごとの子どもの人数を算出し、人数調整を行う

①現在の指定校より遠くならないよう配慮する

②既存の通学区域をできる限り変えない

通学区域 変更部分



通学区域の変更

(平成28年度入学から実施予定)

- 入学時に兄姉が変更前の小学校に在籍している場合には、希望により兄姉と同じ小学校に入学できる
- 通学区域が変更となる住所に居住する小学生は、平成28年度以降もそのまま卒業まで現在の在籍校に通学できる

指定校変更の特別措置

(平成27年度入学から実施)

指定校変更とは？

通学区域により指定された学校以外の区立小学校に入学を希望する場合は、教育委員会に指定校変更申請をし、許可を得る必要があります。指定校変更が許可されるには、次の(1)(2)を満たす必要があります。

(1) 希望校の受け入れ定員に余裕があること

(2) 次のいずれかの理由に該当すること

ア 希望校の方が指定校よりも自宅から近い。

イ 就学する児童の兄姉がすでに希望校に通っている。

ウ 就学する児童の友人が入学(又は在籍)する学校と同じ学校に入学させたい。

エ 希望校が下校後の保護先(学童保育、祖父母等の親族宅等)に近い。

オ 希望校の通学区域に1年以内に引っ越す予定がある。

特別措置

指定校変更の希望者が多い学校において抽選となった場合に、池雪小学校の通学区域に居住する児童については、抽選前にその児童に優先的に入学許可を行い、受入れ枠に残りがあれば、池雪小学校通学区域以外に居住する児童について抽選を行う